

宗教と国家—信教の自由・政教分離について—

——宗教法学会創立二〇年に当り、学会の責務と課題を考える——

小林 孝輔
(本学会理事長・青山学院大学名誉教授)

一 挨拶

昨秋の本学会理事会において、わが宗教法学会は本年を以て創立二〇年に当り、その記念講演の開催を決定した。そして、その記念講演者の一人に私は指名された。然し後述するように、本学会の創設計画に参画し、以後も引き続き会の運営・発展に尽力される理事会員が他に何人も居られるので、私は辞退した。が、容れられず、やむを得ずお引き受けし、表題について、貧しい私見を述べることになった次第である。

二 宗教法学会設立の趣旨・目的

本学会は、いかなる研究者によつて、かつ、いかなる研究趣旨・研究目的をもつて設立されたのであろうか。

この点に就いては、本学会誌創刊号(一九八三年六月)所載の、学会設立準備委員会(川島武宜・谷口知平代表並びに相沢久・大宮莊策、阿南成一、石井良助、久保正幡、安武敏夫、若原茂委員)による「宗教法学会設立趣意書」

(一九一頁)は次のようにいう。即ち、

「宗教法人法が信教の自由と政教分離の原則に基づき、一九五一年(昭和二六年)四月三〇日に公布、施行されてから、すでに三〇年の歳月を経過しようとしている。この間、各宗教団体は、その本来の目的遂行のための宗教活動においても、またこれに付随する各種の公益事業活動においても、国民の社会生活に大きく貢献し、その精神生活に深く影響を及ぼしてきた。

宗教法人法公布以来の社会の急激な発展、変化、或は宗教的価値観の多様化は、宗教および宗教団体をめぐる状況を、質的にも量的にも大きく変化させてきた。そして一方では、靖国神社国営化問題、津地鎮祭事件、殉職自衛官合祀事件等に象徴される国家と宗教との係わりに関する問題、他方では、東本願寺問題をはじめ、とみに増加しつつある宗教団体に関する民事、刑事上の事件などは、いずれも宗教法人法制定当時には予想し得なかつたところである。これら最近の法律問題の増加は、宗教法に関する研究が緊急かつ重要な課題であることを示唆しているにもかかわらず、宗教法の研究は、その緒についたばかりである。

ここにわれは、一切の政治的・宗教的立場を離れて、宗教法に関する研究を促進し、あわせて宗教法に関する立法・裁判・行政および宗教団体の法務に寄与し、もってわが国の宗教ならびに宗教団体の健全な発展に貢献することを念願して、本学会の設立を提唱するしだいである」。

そして学会発足二年後、理事長谷口知平教授は、この創刊号巻頭「発刊の辞」において、宗教法学が「極めて広い学際的な研究にまつべものが多いこと」を強調されている。また創立総会の報告では、宗教問題に関しては、「民法の技術的解釈学だけでは甚だ物足らず、歴史・社会学・宗教学など諸方面の知識がないと、とうてい本当の宗教法の解釈はできないのではないか・・・これからこのような学会において、法律学者だけでなく、社会学

者なりあるいは歴史制度史の先生方などのいろいろな御報告や、宗教界における様々な法的问题点を教えていただく機会ができて、本当の研究ができれば幸いだと思っている」と、学際研究の要を説く。

三 宗教法学の後発理由

宗教学法学会は、他の法学会に比し著しく後発である。その理由は、古くは一八六八年(明治元年)の明治維新政府の喧伝した神道を中心とする祭政一致(太政官布達)政策に発し、つづく帝国憲法における天皇神格化(三条)、これを前提とする制限条件付き信教権(二八条)等が、宗教学研究の発展を著しく阻害したからである。特に昭和前期に始まる軍国主義時代には、「国民精神作興」として「宗教団体法」(一九三九年四月)により、政教一致を前提とする広範な宗教弾圧が頻繁に行われ、宗教法の展開を著しく阻害した。

戦後の一九四五年一〇月四日の政治的、民事的、宗教的自由の制限を撤廃せしめたGHQの「人権指令」、更に一二月一五日の「神道指令」、二週後の元日の天皇の「人間宣言」という一連の信教・思想の自由化により宗教団体法は廃止され、替わって宗教法人の自主自立性を尊重する「宗教法人令」が施行された(一九四五・二二・二八)。このような信教の自由化と宗教学法の今日の展開、宗教学法学会の成立は決して無縁ではない。(但し、周知の如くこの法人令は、五一年の宗教法人法施行により廃止された)。

四 宗教学法学会二〇年の研究実績

宗法学会誌、創刊号より最新会誌一八号(二〇〇〇年三月)までの発表論文は、全一六二篇を数える。その内容は、私法論的宗教論文一八四編(全体の五二%)、公法論的宗教論文一七八編(全体の四八%)、つまり夫々凡そ五割づつであり、法学諸分野研究者の協同による「学際的研究」を、という本学会設立の趣旨は、設立三〇年にして会員すでに一七〇人を数え、顕著に実りつつある、といえよう。

五 宗教学法(一者)の向後の課題

再び谷口知平教授の「宗税法宣言」(宗法学会誌「宗教法」創刊号巻頭の「発刊の辞」)を見よう。教授はそこにいる。「宗教団体主宰の地位、宗教団体の財産、宗教団体の離合、墓地等をめぐる紛争について、裁判上の解決を求められることが益々多くなってきた。直接には宗教法人法や憲法の解釈論争である場合が多いが、そのほか、行政法、税法、裁判法、民事訴訟法、商法、商標法、刑法など実定法とかわりを持つと共に、説得力ある事件解決のためには、慣習や習俗と法の関係、宗教学、宗教史、宗教社会学、宗教経済学などの基礎知識を要し、全世界における政教分離の実情や学説判例などの研究参照が不可欠と思われる宗教に関連する諸々の紛争や論議の解明には極めて広い学際的に待つべきものが多い」と。

愚生をして敢えて付け加えしむれば、宗教文化の発展と国民文化の発展は不即不離の關係に在ると思われる。とすれば、我々は嘗て日本の宗教文化を限りなく荒廃せしめた「神国思想」に対し思いを致しつつ、政教分離の憲法原則を厳しく見守らねばならないであろう。